

登記事項証明書の取り方 早見表

請求の前に書き出すことのチェックリスト | 所在・地番・家屋番号・種類・通数・請求方法 | 登録不要・無料・2026年版

使い方: 請求する土地・建物ごとに1行ずつ書き出す

登記事項証明書は、1筆の土地・1個の建物ごとに請求します。住所(住居表示)ではなく、登記記録上の「地番」「家屋番号」で探すので、先に下の表を埋めてから窓口・郵送・オンラインで請求します。手数料は2ページ目、届いた証明書の見方は3ページ目にあります。

請求する土地・建物 不動産番号(13桁)が分かれば、所在と地番・家屋番号の代わりに書けます

No	土地／建物	所在(市区町村・町・丁目)	地番／家屋番号	不動産番号(分かれば)	種類	通数	請求方法
1	☐ 土地 ☐ 建物				☐ 全部事項 ☐ 現在事項 ☐ その他()		☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ オンライン・送付 ☐ オンライン・窓口受取
2	☐ 土地 ☐ 建物				☐ 全部事項 ☐ 現在事項 ☐ その他()		☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ オンライン・送付 ☐ オンライン・窓口受取
3	☐ 土地 ☐ 建物				☐ 全部事項 ☐ 現在事項 ☐ その他()		☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ オンライン・送付 ☐ オンライン・窓口受取
4	☐ 土地 ☐ 建物				☐ 全部事項 ☐ 現在事項 ☐ その他()		☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ オンライン・送付 ☐ オンライン・窓口受取
5	☐ 土地 ☐ 建物				☐ 全部事項 ☐ 現在事項 ☐ その他()		☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ オンライン・送付 ☐ オンライン・窓口受取

地番・家屋番号の調べ方と、請求書に書くこと(法務局の案内)

- 土地・建物の地番・家屋番号は、いわゆる住居表示(住所)とは違う。請求の前に登記記録上の地番・家屋番号を確認する
- 地番・家屋番号の調べ方: 登記完了証、登記識別情報通知書、登記済証(いわゆる権利証)。または、土地・建物の所在地を管轄する登記所に備え付けられた地図、市区町村役場、住居表示地番対照住宅地図(発行されていない地域もある)など
- 請求書の地番の欄に不動産番号(13桁)を書けば、所在と地番・家屋番号の記載を省略できる
- マンションなどの一室(専有部分)だけを請求するときは、マンション名を書く
- 共同抵当権のほかの担保物件を知りたいときなど、共同担保目録が必要なら請求書の「共同担保目録」欄に書く

請求のときに伝えること(不動産登記規則第193条)

請求するときに伝える情報は、請求人の氏名、不動産の所在事項(または不動産番号)、通数、登記事項証明書の区分、共同担保目録・信託目録の証明を求めるときはその旨、送付で受け取るときはその旨と送付先の住所(不動産登記規則第193条第1項)

登記事項証明書の手数料の早見表と、窓口・郵送・オンラインの取り方

手数料の早見表(1通あたり) 令和7年(2025年)4月1日～の額(法務省「登記手数料について」・登記手数料令第2条第1項・第3条第1項)

請求のしかた	手数料	払い方
窓口で請求(書面請求) 受け取り: 請求した登記所の窓口	600円	収入印紙を請求書に貼る(現金は不可)
郵送で請求(書面請求) 受け取り: 郵送で届く	600円	収入印紙を請求書に貼り、返信用の切手を同封
オンライン請求・送付で受け取る 受け取り: 指定した住所に送付	520円	電子納付(インターネットバンキング・ペイジー対応ATMなど)
オンライン請求・登記所の窓口で受け取る 受け取り: 指定した登記所・法務局証明サービスセンターの窓口	490円	電子納付(窓口受取でも収入印紙では払えない)

手数料の計算メモ(通数 × 1通の手数料)

窓口・郵送 通 × 600円 = 円 オンライン・送付 通 × 520円 = 円

オンライン・窓口受取 通 × 490円 = 円 合計 円(収入印紙/電子納付)

- 1通の枚数が50枚を超えると、超える枚数50枚までごとに100円が加わる(どの請求方法でも)
- 窓口・郵送の請求は、請求書に手数料分の収入印紙を貼って納める。現金を添えて請求することはできない
- オンライン請求の手数料は電子納付(ペイジー・インターネットバンキング・モバイルバンキング・電子納付対応ATM)。窓口受取を選んでも収入印紙では払えない
- 送付で受け取る手数料には普通郵便料金が含まれる。書留・簡易書留・速達を頼むと、その実費が加わる
- 2025年(令和7年)4月1日に改定。オンライン請求は送付500円→520円、窓口受取480円→490円。書面請求の600円は改定なし

登記所の窓口で請求する

- 請求書を、土地・建物を管轄する登記所が最寄りの登記所の窓口に出す
- 全国の登記所で、管轄外の土地・建物の登記事項証明書も請求して受け取れる（登記情報交換サービス）。地番・家屋番号が分からないと使えない
- 登記所の窓口の時間は平日8時30分から17時15分まで

郵送で請求する

- ・ 収入印紙を貼った請求書に、返信用の切手と、返送先の宛先を書いた封筒またはメモを同封して送る
- ・ 送り先は、法務局のQ&A(情報番号1106)では請求する土地・建物を管轄する登記所、Q&A(情報番号1101)では管轄登記所または最寄りの登記所と案内されている
- ・ 管轄の登記所は法務局ホームページ「管轄のご案内」で調べる

オンラインで請求する(登記・供託オンライン申請システム)

- ・ 登記・供託オンライン申請システムの「かんたん登記・供託申請」で、ブラウザから請求できる。初めてのときは申請者情報の登録が要る
- ・ 受け取り方は、指定した住所への送付か、指定した登記所（法務局証明サービスセンターを含む）の窓口を選ぶ
- ・ 全国の全ての登記所に対してオンライン請求できる
- ・ 平日17時15分以降と休日に送った請求は、翌業務日に登記所で受け付けられる
- ・ 届くのは紙の証明書。電子的な登記事項証明書がオンラインで交付されるわけではない
- ・ 窓口で受け取るときは、受け取る人の氏名・住所、申請番号、請求通数を申告する（電子納付情報表示画面の印刷に通数を書き足したものなど）

登記事項証明書の取り方 早見表

届いた登記事項証明書の見方のメモ | 表題部・権利部(甲区)・権利部(乙区)

見方のメモ 登記記録は、1筆(1区画)の土地または1個の建物ごとに、表題部と権利部に分けて作られている

欄	書かれていること	確かめたこと(メモ)
表題部	表示に関する登記が記録される部分。土地は所在・地番・地目(土地の現況)・地積(面積)など、建物は所在・家屋番号・種類・構造・床面積など	所在・地番(家屋番号): 地目・地積／種類・床面積:
権利部(甲区)	所有権に関する登記。所有者はだれで、いつ、どんな原因(売買・相続など)で所有権を取得したかが分かる(所有権の移転の登記・差押えなど)	いまの所有者(名義人): 原因(売買・相続など)と日付:
権利部(乙区)	抵当権など、所有権以外の権利に関する登記(抵当権設定・地上権設定・地役権設定の登記など)	抵当権などの登記: ☐ 記録あり ☐ 見当たらない 内容のメモ:

登記事項証明書の種類 不動産登記規則第196条

全部事項証明書	登記記録(閉鎖登記記録を除く)に記録されている事項の全部
現在事項証明書	登記記録に記録されている事項のうち、現に効力を有するもの
何区何番事項証明書	権利部の相当区(甲区・乙区)に記録されている事項のうち、請求した部分
所有者証明書	現在の所有権の登記名義人の氏名(名称)・住所など。登記名義人が2人以上なら名義人ごとの持分
閉鎖事項証明書	閉鎖された登記記録についての証明書(全部・何区何番・一棟建物全部の区分を準用)

登記簿謄本・登記情報提供サービスとの違い

- 登記事項証明書は、コンピュータシステムで登記記録の全部または一部を証明したもの。コンピュータで扱えない紙の登記簿の全部を写したものが登記簿謄本、一部が登記簿抄本
- 登記事項証明書と登記簿謄抄本は、登記されている事項を公示するという同じ効力をもつ
- 手数料も同じ扱い(登記事項証明書と登記簿の謄本・抄本は1通600円。法務省の手数料表は「登記事項証明書(謄抄本)」と表記)
- 登記情報提供サービスでは登記事項証明書は交付されない。証明書が必要ときはオンラインの交付請求を使う

相続で使うときに(2026年10月7日確認)

- 相続登記の申請書の「不動産の表示」は、登記事項証明書等に記載されているとおりに正確に書く。13桁の不動産番号も登記事項証明書等に載っている
- 親名義の不動産がどこにあるか分からないときは、2026年2月2日に始まった「所有不動産記録証明制度」で、亡くなった方が所有権の登記名義人になっている不動産の一覧を請求できる(請求できるのは名義人と相続人など。手数料は書面請求で検索条件1件・1通1,600円)
- 相続(遺言を含む)で不動産を取得した相続人は、相続の開始と取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する義務がある(不動産登記法第76条の2第1項)。正当な理由なく怠ると、10万円以下の過料の適用対象になる
- 証明書の請求手続の相談は最寄りの登記所へ。相続登記の手続は申請先の法務局の登記手続案内(予約制)か司法書士に確認してください。